

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九重町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

九重町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健(検)診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理に関する事務を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康増進法に基づき、各種がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診、および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、訪問を含む保健指導に関する事務、健康教育に関する事務、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導の実施に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務、母子健康手帳の交付に関する事務、妊産婦の訪問指導の実施に関する事務、低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ③予防接種法に基づき、予防接種対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、健康被害救済に係る事務、予防接種記録の管理に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の
③システムの名称	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

(1)健康管理情報ファイル (2)新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 别表第一中10、49、76、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1省令 第10、40、54条、第67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課、保健福祉センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策室
②所属長の役職名	健康福祉課長兼保健福祉センター所長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	九重町役場 総務課
-----	-----------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	九重町役場 総務課
-----	-----------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	----------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康福祉課長兼保健福祉センター所長 江藤清子	健康福祉課長兼保健福祉センター所長	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か、 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か、 いつ時点の計数か	平成26年11月3日	平成29年4月1日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か、 いつ時点の計数か	平成26年11月3日	平成29年4月1日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	地域保健法	母子保健法	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か、 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か、 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更に該当しないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	I 関連情報 ②事務の概要	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健（検）診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理に関する事務を行う。 ①健康増進法に基づき、各種がん検診および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、訪問をする事務、健診の普及に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、各種がん検診および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、訪問をする事務、健診の普及に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務には、 ①健診などに基づき、各種がん検診および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、健診の普及に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務を行う。	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 いつ時点の計数か	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導又はその届出に係る事務、妊娠の届出の受付又はその届出に係る事務、母子健康手帳の交付に係る事務、妊娠の訪問指導の実施に係る事務、低体重児の届出の受付又はその届出に係る事務、低体重児の届出の受付に係る事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導又はその届出に係る事務、妊娠の届出の受付又はその届出に係る事務、母子健康手帳の交付に係る事務、妊娠の訪問指導の実施に係る事務、低体重児の届出の受付又はその届出に係る事務、低体重児の届出の受付に係る事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導又はその届出に係る事務、妊娠の届出の受付又はその届出に係る事務、母子健康手帳の交付に係る事務、妊娠の訪問指導の実施に係る事務、低体重児の届出の受付又はその届出に係る事務、低体重児の届出の受付に係る事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導又はその届出に係る事務、妊娠の届出の受付又はその届出に係る事務、母子健康手帳の交付に係る事務、妊娠の訪問指導の実施に係る事務、低体重児の届出の受付又はその届出に係る事務、低体重児の届出の受付に係る事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務	事後	重大な変更に該当しないため 事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 ①特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健診(検)診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理には、 ①健診などとの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、訪問を含む保健指導に関する事務、健康教育に関する事務、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事務、母子健診手帳の交付に関する事務、妊娠婦の訪問指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導の実施に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事務、妊娠婦の訪問指導の実施に関する事務、母子健診手帳の交付に関する事務、低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務 ③予防接種法に基づき、予防接種対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、健康被害救済に係る事務、予防接種記録の管理に関する事務	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健診(検)診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理には、 ①健診などとの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、訪問を含む保健指導に関する事務、健康教育に関する事務、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進に関する事務 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、保健指導の実施に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事務、母子健診手帳の交付に関する事務、妊娠婦の訪問指導の実施に関する事務、新生児の訪問指導の実施に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事務、妊娠婦の訪問指導の実施に関する事務、母子健診手帳の交付に関する事務、低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務、養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務 ③予防接種法に基づき、予防接種対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、健康被害救済に係る事務、予防接種記録の管理に関する事務	事前	新型コロナワイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	I 関連情報 ①特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. Acrocity健康管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. 新型コロナワイルスワクチン接種記録システム	事前	新型コロナワイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	I 関連情報 ②特定個人情報ファイル名	(1)健康管理情報ファイル (2)特定個人情報ファイル名	(1)健康管理情報ファイル (2)新型コロナワイルスワクチン接種記録関係ファイル	事前	新型コロナワイルスワクチン接種記録システム開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日 3個人番号の利用	1 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一中10、49、76 6、93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第1省令 第10、40、54条、第67条の3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一中10、49、76 6、93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第1省令 第10、40、54条、第67条の3	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	1 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 115の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	1 関連情報 5評価実施期間における担当 部署 ①部署	健康福祉課、保健福祉センター 健康福祉課、保健福祉センター	健康福祉課、保健福祉センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	1 関連情報 6評価実施期間における担当 部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長兼保健福祉センター所長 健康福祉課長兼保健福祉センター所長	健康福祉課長兼保健福祉センター所長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成32年6月30日時点	令和3年3月31日時点	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年6月30日時点	令和3年3月31日時点	事前	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム開始のため
令和3年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 ベースに特定個人情報とともに接種記録の登録、照会を行う。	新型コロナウイルスワクチン接種者管理データベースに特定個人情報とともに接種記録の登録、照会を行う。	業務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基 づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書の交付を行う。	事後	他市町村への接種記録の照会・提供及び予防接種証明書 の交付事務の開始、デジタル化開始のため
令和3年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利 用 法令上の根拠		・番号法第19条16号(新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	他市町村への接種記録の照会・提供及び予防接種証明書 の交付事務の開始、デジタル化開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 ②事務の概要	九重町では、健康増進法、母子保健法および特定健診法に基づき、全ての住民を対象に各健診(検)診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健康増進法に基づき、各種がん検診および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、 訪問を含む保健指導に関する事務、健康教育に関する事務、 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、 新生児の届出に関する事務、母子健康手帳についての審査に関する事務、妊娠の訪問指導手帳の交付に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務、母子健康手帳の交付に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務、妊娠の訪問指導手帳の交付に関する事務、低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務、 ③予防接種法に基づき、予防接種対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、 健康被害に関する事務、 ④情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	九重町では、健康増進法、母子保健法および予防接種法に基づき、全ての住民を対象に各健診(検)診および予防接種の対象者の把握や健診結果等の管理に関する事務を行う。 具体的には、 ①健康増進法に基づき、各種がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗鬆症検診・歯周疾患検診、および特定健診などの健診受診対象者に対する通知書発行並びに受診情報の取り込みに関する事務、 ②母子保健法に基づき、乳幼児健診および乳幼児歯科健診に関する事務、 新生児の届出に関する事務、母子健康手帳の交付に関する事務、妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実に関する事務、 ③予防接種法に基づき、予防接種対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、 ④情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	事前	データ標準レイアウトが令和4年6月に開始されるため
令和4年3月11日	I 関連情報 ④情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第115の2項 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第115の2項 番号法第19条第8号及び別表第二の102の2項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事前	データ標準レイアウトが令和4年6月に開始されるため